

※ こども園は集団で生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。 ※ 感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での生活が可能な状態となってから 登園するようご配慮下さい。

<医師用>

| | | |
|---|--|--|
| <h2 style="margin: 0;">意見書</h2> | | |
| 仲井真こども園 園長 宛 | | |
| 園児氏名 _____ | | |
| 生年月日 _____ | | |
| 病 名 _____ | | |
| 令和 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。 | | |
| 令和 年 月 日 | | |
| 医療機関 _____ | | |
| 医師署名 _____ | | |

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

| 感 染 症 名 | 感 染 し や す い 期 間 | 登 園 の め や す |
|----------------------------------|----------------------------|--|
| 麻 し ん (はしか) | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過してから |
| 風 し ん (三日はしか) | 発しん出現の7日前から7日間後くらい | 発しんが消失してから |
| 水 痘 (水ぼうそう) | 発しん出現1 ~ 2日前から痂皮(かさぶた)形成まで | すべての発しんが痂皮(かさぶた)化してから |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 結 核 | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜熱 (プール熱) | 発熱、充血等症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過してから |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失してから |
| 百 日 咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失するまで、または適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了するまで |
| 腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等) | — | 医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。) |
| 急性出血性結膜炎 | — | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | — | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |

※感染しやすい期間を明確に掲示できない感染症については(—)としている。

出典:厚生労働省 2018年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」より
那覇市こどもみらい部こども教育保育課 Tel: 861-2113 2021(令和3)年12月改定